令和7年度 港区会計年度任用職員(児童相談所職員)募集案内

令和7年4月15日 港区児童相談所児童相談課

1 職名、職務内容及び採用予定数

	職名	職務内容	採 用 予定数
(1)	【一時保護所】 児童対応支援員	【女児・幼児対応】 ・生活面のケア、レクリエーション、食事、健康管 理等の対応	2名
	【一時保護所】 児童対応支援員	【男児対応】 ・生活面のケア、レクリエーション、食事、健康管 理等の対応	2名
(2)	【一時保護所】 夜間支援員	・夜間における入所児童の生活支援(食事の補助、 余暇活動対応その他日常生活に必要な支援)	4名

2 受験資格及び勤務条件

(1)児童対応支援員

ア 受験資格

次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たす方

- (ア) 保育士又は児童指導員任用資格を有する者
- (イ)児童養護施設、児童相談所一時保護所、保育所、児童館、学童クラブ等の児童福祉に関する実務経験があること。

イ 勤務条件

(ア)報酬額

190,080円~214,080円(地域手当相当額を含む。)

- ※勤務経験に応じて、初任給額を決定します。
- ※再度任用された場合は、経験加算により報酬額が上がります(上限あり)。
- ※特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額が増減する場合があります。

(イ) 手当等

- ・通勤手当相当額を別途支給(上限55,000円/月)
- ・任期が6か月以上の場合は、期末・勤勉手当を支給
- ・実績に応じて、特殊勤務手当を別途支給(日額1,470円)
- ・夜間(22時~翌日5時)勤務をした場合は、夜勤手当を支給

(ウ) 勤務日数

週4日(土曜、日曜勤務あり)

(エ) 勤務時間

- ・日勤 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・遅番(幼児) 午後0時30分から午後9時15分まで
- ・遅番(学齢児)午後1時15分から午後10時まで
- ・夜勤入り及び夜勤明け 午後4時から午前9時30分まで

- ・早番 午前7時から午後3時45分まで
- ※24時間の交代制勤務となります。
- ※公務のため、必要となる場合は超過勤務となる場合があります。
- (才) 休憩時間

1時間(夜勤入り及び夜勤明けは2時間)

(力) 週休日

シフト勤務のため、週休日は4週間ごとに定めます。

(キ) 休日

シフト勤務のため、祝日、年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日までの日)は、出勤となり振替える場合があります。

(2)夜間支援員

ア 受験資格

次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たす方

- (ア)児童福祉及び児童虐待に対する識見その他職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び 行動力を有する者
- (イ)次のいずれかに該当する者であること。
 - ・社会福祉法第19条第1項第1号に規定する大学等(以下「大学等」という。)において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は大学等において当該科目を履修している者
 - ・学校教育法に規定する専修学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学若しく は社会学を専修する学科を修めて卒業した者又は当該学科に在学している者
 - ・医師、保健師、助産師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護福祉士、保育 士等の資格取得者若しくは取得見込みの者又は必要科目を履修中の者
 - ・社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

イ 勤務条件

(ア)報酬額

122,673円~131,571円(地域手当、夜勤手当、特殊勤務手当を含む。)

- ※勤務経験に応じて、初任給額を決定します。
- ※再度任用された場合は、経験加算により報酬額が上がります(上限あり)。
- ※特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額が増減する場合があります。
- (イ) 通勤手当

別途支給(上限55,000円/月)

(ウ) 勤務日数

週1日(土曜、日曜勤務あり)

(エ) 勤務時間

午後5時から午前9時30分まで

※公務のため、必要となる場合は超過勤務となる場合があります。

(オ) 休憩時間

2時間

(カ) 週休日

シフト勤務のため、週休日は4週間ごとに定めます。

(キ) 休日

シフト勤務のため、祝日、年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日までの日) は、出勤となり振替える場合があります。

(注) 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま での者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪 を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

任用開始日~令和8年3月31日

※勤務態度が良好である場合は、任用期間満了後も、公募によらず継続して任用されます。

4 勤務場所等

(1)勤務場所

港区児童相談所

港区南青山五丁目7番11号

(2)休暇等

年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、育児・介護のための休暇・休業等(付与・取得要件あり)

※年次有給休暇については、職によって日数が異なり、前年度に引き続いて再度任用された場合は、継続年数によって日数が異なります。

(3) 社会保険

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入あり(電話相談専門員(夜勤)及び夜間支援 員を除く。)

(4) 研修

採用後、内部研修あり

5 選考日・選考方法等

方	法	面接	申込書類一式の審査後、会計年度任用職員として必要な基礎 的知識等について、個別面接を行います。	
日	時 等	随時実施		
そ	の他	採用予定数に達し次第、終了となります。		

6 申込方法

以下の「申込書類一式 (①~③)」に必要事項を記入し、下記申込先へ事前連絡の上、郵送 し、又は持参してください。

	X1011 2 0 C 1/CC 1 8					
	郵送	持参				
	①港区会計年度任用職員採用選考申込書(写真貼付)					
	※複数の職に申し込む場合は、該当する職の数に応じて申込書をコピーし					
	(写真は一枚に貼付してあれば構いません。)、面接票を添付してくださ					
申込書類	l Vo.					
一式	②面接票(職により異なります。)					
	③返信用封筒(宛先を明記、角2封筒に140円切手貼付)					
	※採用の場合は、必要書類を送付いたします。不採用の場合は、応募書類					
	を返却させていただきます。					
	下記申込先に郵送してください。	下記申込先の窓口にてお申し込みく				
申込方法	封筒の裏に必ず自分の住所・氏名	ださい。				
	を記入してください。					
由以此	〒107-0062 港区南青山五丁目7番11号					
申 込 先 問 合 せ	港区児童相談所児童相談課					
间古区	電話 03-5962-6500	FAX 03-5962-6509				